

初鹿通信

第204号

令和5年7月吉日

顧問先各位

＜ご一読推薦者＞

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

電子帳簿保存法について その2

令和5年度税制改正により、電子帳等保存制度が見直しされ、一部改正となりました。これを機に、以前より情報発信してまいりました「電子帳簿等保存制度」について、再度ご案内させていただきます。

「電子帳簿等保存制度」とは…

税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など(国税関係書類)」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度です。主には、以下の3つの制度に区分されています。

① 電子帳簿等保存【希望者のみ】

帳簿や国税関係書類をパソコン等で作成 → プリントアウトせず、電子データのまま保存。

〈例〉 会計ソフトで作成している仕訳帳やパソコンで作成した請求書の控え等

② スキャナ保存【希望者のみ】

決算関係書類(申告書及び決算書)を除く国税関係書類 → スマホやスキャナで読み取った電子データを保存。

〈例〉 取引先から受領した紙の領収書・請求書等

③ 電子取引データ保存【要対応】

電子データをやり取りした書類 → 電子データの保存義務

〈例〉 注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書等

※電子データの保存以外に、事務処理規定の設定、検索機能の確保が必要になります。規定の見本は事務所にて用意してございますので、担当者までご連絡ください。

検索機能につきましては、取引年月日、取引金額、取引先を検索できることが求められます。

① ②は、希望者のみで、**対応が必要になるのは③のみ**です。基本は、WEB上で完結しているものはプリントアウトせず、そのまま電子で名前を付けて保存することで対応できます。特に新しくソフトウェア等購入する必要もありません。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。